

宿泊約款

（適用範囲）

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2、当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出て頂きます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- ④ その他当施設が必要と認める事項

2、宿泊客が、宿泊中に前項第②号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払い頂きます。

3、申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4、第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2、宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- ② 満室（員）により客室の余裕がないとき
- ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- ④ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2、当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後3時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名、住所及び職業
- ② 外国人宿泊客は国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ③ 出発日及び出発予定時刻
- ④ その他当施設が必要と認める事項

宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、15:00～11:00までとします。また連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2、当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。11:00を過ぎますと30分につき1,500円の超過料金が発生いたします。

《利用規則の遵守》

第10条 宿泊客は、当施設内において当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

《営業時間》

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、インフォメーションブック等で御案内いたします。

《料金の支払い》

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、予約サイトなどに掲示されているものとします。

2、前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた電子決済等これに代わり得る方法により、行っていただきます。

3、当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

《当施設の責任》

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当施設は、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

《契約した客室の提供ができないときの取扱い》

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2、当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

《宿泊客の手荷物又は携帯品の保管》

第15条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、発見日を含め3ヶ月間保管し、保管期間を超えた場合は、破棄します。お問い合わせがあった場合は、着払いにてのお送りとなります。

2、当施設では寄託物等の取り扱いを行っておりません。万一お荷物の紛失・盗難に対し責任を負いかねますのでご注意ください。

《駐車場の責任》

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

《宿泊客の責任》

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償して頂きます。

① 宿泊客が施設に掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

② 宿泊客が泥酔等で嘔吐し寝具及びカーペット等汚し、客室を使用不能にした場合その間にこうむった損害金を請求させていただきます。通常の使用でない乱暴な扱いにより客室内の器物破損が生じた場合も同様です。

③ 宿泊客が喫煙エリア以外で喫煙をされた場合、清掃代として20,000円をいただきます。

《施設の備品に関して》

第18条 当施設は全ての宿泊客に対し、平等にサービスの付与を目指しております。館内の備品は当施設が、全ての宿泊者に快適に過ごして頂くために管理する財産です。

① 当施設内の備品を、宿泊客が館外に持ち出したことが認められた場合は賠償金を申受けます。

② お貸し出しの鍵を紛失の場合、実費ご負担いただきますのでご了承ください。

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金 ①基本宿泊料（室料+朝・夕食料）

追加料金 ②追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

（10名まで）

当日・・・100%

前日・・・100%

2日前・・・80%

7日前・・・50%

14日前・・・30%

《備考》

1、基本宿泊料は、掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)違約金…旅館用（10名まで）

（注釈）

1、％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2、契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3、台風・大雪などの悪天候により当施設が運営不可となった場合、キャンセル料はかかりません。